

## 基準7 学生支援等

## (1) 観点ごとの分析

観点7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

## 【観点到係る状況】

新入生に対するガイダンスとして「学部全体ガイダンス」及び「学科別ガイダンス」がそれぞれの学部・学科で行われ、教育課程・履修手続・学生生活等に関して、各学部とも1日かけて実施している（別添資料7-1-1-①「新入生・各学年及び大学院オリエンテーション関連資料」参照）。2年次以降の学生に対しては、年度当初あるいは各学期毎に、専門課程での具体的な履修方法・専門や専攻の選択に関するガイダンスなど、教育内容に即したガイダンスを実施している。

大学院の学生に対しては、各研究科において、入学時にガイダンス等を実施している。

新入生に対するガイダンスは特に重視している。教養教育実施委員会が「教養教育オリエンテーション」を実施するほかに、学習相談室を設けて、前期・後期の開始時期にそれぞれ1週間ずつ新入生の履修選択上の質問に個別に答えるなどの対応をとっている（別添資料7-1-1-②「教養教育オリエンテーション資料」、別添資料7-1-1-③「学習相談室・学習サポートルーム案内」参照）。

専門・専攻・講座・研究室所属を選択するためのガイダンスは、各学部で適切な時期に工夫を凝らして実施している（別添資料7-1-1-④「専門・専攻、講座・研究室選択のためのオリエンテーション関連資料」）。

ガイダンスの一環として、合宿セミナーなど学部独自の取組も数多く行い、綿密なアドバイス及び学生との対話の機会を増やすことを工夫している（別添資料7-1-1-⑤「合宿セミナー関連資料」参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科ともに、年度当初や各学期ごとに、対象年次別にきめ細かく分けた上で、当該学生に対して履修方法、専門・専攻の選択など多岐にわたる内容のガイダンスを適切に実施している。

ガイダンスの一環として合宿セミナーなどの取組を行っている学部もある。

以上のことから、上記ガイダンスは、適切に実施されていると判断する。

観点7-1-2: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

## 【観点到係る状況】

オフィスアワーは、すべての学部において各教員が週1～2時間程度の時間を設け、学生との学習相談・助言に当たっている。なお、オフィスアワーについては、学部によって学生への周知方法は異なるが、学部・学科掲示板、ウェブサイト、シラバス等により周知を図っている（別添資料7-1-2-①「オフィスアワー関連資料」参照）。また、研究室等配属後の学生に対しては指導教員を定めて、学習相談・助言等に当たっている。

平成16年度からは、全学的な学生支援体制としての「YUサポーターシステム」が導入された。

このシステムの柱は、アドバイザー制度及び学習サポート教員制度である（別添資料7-1-2-②「YUサポーターシステム教員マニュアル」参照）。

アドバイザー教員は、学生の所属する学部の専任教員が務め、1年から4（6）年にわたって継続的に指導する。その主な任務は必要に応じた修学指導、各学期毎のガイダンスや成績確認表の配布・指導等である。1年次学生のアドバイザー教員は、学科や専攻など、入学定員の最小単位を基準とし、専任教員1名当たり担当学生20名以内を原則として選出している。2年次以降のアドバイザー教員は、担任、ゼミ教員、卒業研究指導教員等、各学部の従来の指導体制に合わせて選出している（別添資料7-1-2-③「学生とアドバイザーとの懇談会実施要領（人文学部）」参照）。また、このアドバイザー制度を円滑に運用するため、全学的な「アドバイザー連絡委員会」を設置し、運用上の問題への対処、各学期の活動の総括等を行っている。

学習サポート教員は、学習を中心とした相談体制を多重化する目的で設けられたもので、主として1年次学生から寄せられる日常的な学習や生活相談に応じている。特に、医学部・工学部・農学部の学生は1年次にアドバイザー教員が同じキャンパスにいないため、学習サポート教員がこれらの学生からの相談に応じるとともに、各キャンパスのアドバイザー教員との橋渡しを行っている。（別添資料7-1-2-④「学習サポート教員一覧」参照）。教育委員会は、本システムの全体を把握し更なる発展形態を検討している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各学部ともオフィスアワーが設定されているほか、YUサポーターシステムを導入し、アドバイザー制度や学習サポート教員制度により、学習相談や助言を日常的かつ適切に行っている。

以上のことから、学習相談・助言に関する上記制度は、極めて効果的に機能していると判断する。

観点7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

#### 【観点到る状況】

全学的には、5年毎に行われる「学生生活実態調査」において、「学業」という項目の調査結果を基に、授業内容についての理解度や満足度、日頃個人的に教員と話す機会、図書館の利用目的や利用時間などを把握している（別添資料7-1-3-①『「学生生活実態調査報告書2005—新しい時代の大学で充実した学生生活を送るために—」参照）。

学生の個々のニーズは「YUサポーターシステムの学生相談・指導体制」に基づき、アドバイザー教員や学習サポート教員が面談により個別に把握・対応する体制をとっている。

また全学共通の教養教育では、平成12年以降、すべての授業について「学生による授業改善アンケート」を実施し、学習環境を含めた教育の質の向上を目指すとともに、学生の授業に対する理解度を正確に把握しつつ、授業改善の努力を続けている（別添資料7-1-3-②「学生と教員による授業改善アンケート」参照）。

これらの結果を踏まえ、平成15年に授業改善ハンドブック「あっとおどろく授業改善」（別添資料7-1-3-③「あっとおどろく授業改善—山形大学実践編」参照）を作成し有効に活用している。

専門教育については、各学部で「学生による授業改善や学習環境改善のアンケート」調査を実施し学修支援に反映できるよう努めている。

## 【分析結果とその根拠理由】

全学的には、5年ごとに実施する「学生生活実態調査」を通じて、また学生の個々のニーズは、アドバイザー教員や学習サポート教員が面談により個別に把握対応する体制をとっている。教養教育及び専門教育の双方において「学生による授業改善アンケート」を学期末に実施し、学習環境を含めた教育の質の向上を目指すとともに、学生の授業に対する理解度を正確に把握しつつ、授業改善の努力を続けている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されていると判断する。

観点7-1-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】該当なし

【分析結果とその根拠理由】該当なし

観点7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

## 【観点到係る状況】

留学生の学習支援については、留学生センター（小白川キャンパス）が中心的に実施している。米沢・鶴岡・飯田キャンパスについても、同センターが各学部の留学生担当係と連携して行っている。平成17年12月現在、168名の留学生が在籍しており、留学生センターの専任教員5名（教授1、助教授4）が、日本語・日本文化の教育及び専門教育に当たっている。また、留学生センターに交流ラウンジを設置しているほか、附属図書館に留学生対象の国際交流コーナーを設け、日本語教育等に係る図書を設置し自主学習の支援に供している。

留学生のためのガイダンスを4月に実施し、『外国人留学生ガイドブック』（別添資料7-1-5-①『外国人留学生ガイドブック』第7章参照）を配付するほか、大学院学生を中心にチューターを配置し、チューターマニュアルに沿って、学生の視点から留学生の教育・研究について個別に課外指導を行っている（別添資料7-1-5-②「チューターマニュアル」参照）。

社会人学生等の支援については、学部学生に対して補習授業を、大学院学生に対して長期履修学生制度（別添資料7-1-5-③「山形大学大学院長期履修学生に関する規則」参照）や教育方法の特例による休日・夜間開講に加えて、夏期の集中講義や授業ビデオの貸し出し等による指導等に当たっている。また、附属図書館を夜間も開館し学習環境を整備している。

また、障害のある学生の支援のために、学習室を用意するとともに、アドバイザー教員を中心に、障害の程度に応じて必要な支援を行うとともに、施設のバリアフリー化を進めている。

## 【分析結果とその根拠理由】

留学生のための学習支援については、平成15年度に設置した留学生センターのイニシアティブの下に様々な制度の整備や試みを工夫している。多言語でさまざまな情報を提供するとともに、随時学習相談が受けられる体制を確立し、留学生センタースタッフのサポート態勢を充実し、多文化に接する豊富な機会を提供している。

社会人については、学部や研究科の特性に応じて、履修期間の延長、実学を取り込んだカリキュラム・補習授業など、さまざまな支援を行っている。障害のある学生の受入数は少ないものの、施設を充実させ、個室を提供する等で勉学のしやすい環境を提供している。

以上のことから、特別な支援を必要とする学生への学習支援の体制は適切に行われていると判断される。

観点7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は、キャンパスが小白川地区（教養教育、人文学部、地域教育文化学部、理学部）、飯田地区（医学部）、米沢地区（工学部）、鶴岡地区（農学部）に分散しており、各地区で学生の自主学習環境の整備が行われている。

学術情報基盤センターにおいて授業での使用時間を除き学生が自由に利用できるパソコンは、小白川地区に150台、米沢地区に100台、飯田地区に20台、鶴岡地区に90台あり、学内LANに接続されている。利用時間は、飯田地区が終日可能、小白川地区と鶴岡地区では8:50～19:00、米沢地区は8:30～21:00となっており、学生のレポート作成や情報検索等に利用されている（別添資料7-2-1-①「学術情報基盤センター利用案内」参照）。

附属図書館は、各地区とも開館時間は8:45～20:15で、休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。また医学部分館では、無人開館（電子錠利用入退館）システムを利用して大学院生が24:00まで利用できる体制をとっている（別添資料7-2-1-②「附属図書館利用案内等」参照）。

自習室等については、各教室や施設を授業に使用する時間を除き開放している。教養教育の施設に、学生用多目的室（120席）を設けており、学生の自習に活用している（9時から17時まで）。LL教室のCALLシステムには、英語の自主学習システムを備えてあり、学生が自由に活用できる体制をとっている。また、マルチメディア室には51台のパソコンを設置しており、利用マニュアルを配布し、学生の自学自習に供している（資料7-2-1-1「平成17年度教養教育案内」、別添資料7-2-1-③「マルチメディア室利用マニュアル」参照）。平成17年4月から平成18年2月までのマルチメディア室の延べ利用者数は概数で21,000名であった。

#### 資料7-2-1-1 平成17年度教養教育案内

##### （1）マルチメディア室の利用について

教養教育1号館2階にマルチメディア室が設置されています。

この部屋は、パソコン51台を備えており、本学の学生であれば誰でも自由に利用できるようになっています。（以下略）

##### （2）学生用多目的室の使用について

教養教育1号館1階に学生用多目的室が設置されています。

この部屋は、学生諸君の、授業の空き時間等の自学自習、昼休み時間の休憩、小ミーティング等に自由に使用してください。パソコンを持ち込めばインターネットも利用できます。（以下略）

さらに、各学部とも自習室・学生多目的室・多目的スペース・リフレッシュルーム等を建物の各階ごとに整備し、学習机・椅子・学内LANに接続したパソコン等も設置し、学生の自主的学習のための施設・設備を整備している。また、平成17年度には、工学部において学生が持ち込むパソコンでも学内LANの使用が可能ないように無線LANを導入しており、平成18年度はそのサービスを附属図書館等に拡大することとしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

自主的学習を支援するIT環境については、学術情報基盤センターを中心に、附属図書館及び各分館、各学部のマルチメディア室などに、学内LANに接続しているパソコンや無線LANターミナルを設置し、授業以外でも多くの学生の利用に供している。授業担当教員によっては、授業に係るレポートをメールで提出することも可能としている。附属図書館には、自習用の座席や個室があり、多くの学生が利用している。さらに、附属図書館は、夜間及び休日にも開館し利用されている。また、各学部の実状に応じて、自習室・学生用多目的室・リフレッシュルーム等を整備するとともに、講義室やLL教室を開放しており、学生はこれらを有効に利用している。このことにより、学生が自主的に学習する環境は適切に整備されている。

観点7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

小白川地区・飯田地区（医学部）・米沢地区（工学部）・鶴岡地区（農学部）の4地区ごとの学生サークルとそれらの活動施設は資料7-2-2-1「課外活動の状況」のとおりである。

資料7-2-2-1. 課外活動の状況

区 分	体育系サークル数	文科系サークル数	活 動 施 設
小白川地区 人文学部、理学部 地域教育文化学部	57	54 (計111)	課外活動共用施設、陸上競技場、野球場、テニスコート、新旧体育館、柔道・剣道場、屋外プール等の運動施設
飯田地区 医学部	21	9 (計30)	グラウンド（ラグビー・サッカー場）、野球場、テニスコート、体育館、武道場、弓道場
米沢地区 工学部	32	21 (計53)	課外活動共用施設、陸上競技場（サッカー場兼用）、野球場、体育館、武道館、テニスコート
鶴岡地区 農学部	24	17 (計41)	課外活動共用施設、野球場、体育館、テニスコート

各サークルでは、顧問教員が指導・助言に当たっている（別添資料7-2-2-①「学生生活ハンドブック（平成17年度）pp. 53～57, pp. 75～79, 等」参照）。全サークルを統括する組織として学友会があり、学友会規則（平成17年1月28日改正）にもとづき、各地区ごとに学生大会を開催し活動方針や予算・決算報告などの議案を審議している（別添資料7-2-2-②「学友会規則等」参照）。この学友会の組織

については、新入生ガイダンス時に学生に説明し代議員を選出している。

全学部共通の部・サークルのほかに学部独自の学生組織があり、教員を顧問として活動しており、当該学部の学務委員会等が支援に当たっている。

秋には、全サークル及び学生・教職員が多数参加して、小白川・米沢・鶴岡キャンパスごとに大学祭を開催し、一般市民も多数来学している。

定期的に「学生生活実態調査」を行い、学生の要望を調査し（別添資料資料 7-1-3-①「学生生活実態調査報告書2005」参照）、課外活動支援の参考としている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動に必要な施設は備えられている。しかし、小白川地区では、体育館及びプールなどが老朽化してきており、体育文化活動の施設として、今後の改修が必要である。教職員が協力して指導・助言を行い、学生がより課外活動に参加しやすい環境を整える努力を継続している。また、学生からの課外活動への支援の要望を聞いて課外活動支援の参考としている。

以上のことから、学生の課外活動への支援は適切に行われていると判断する。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

#### 【観点到に係る状況】

学生の修学支援をも含めた総合的學生支援体制として「YUサポーターシステム」を構築し機能させている。これは、アドバイザー教員による学生への支援・助言体制を中核とし、それが「学習サポート教員」「学生センター（なんでも相談コーナーを含む。）」「保健管理センター」「キャンパス・ハラスメント防止委員会」等と連携して総合的に機能するようシステム化したものである。必要な情報が総合的に活用できるように電子化された「サポートファイル」が学務情報システムを通して個人情報に留意しながら利用に供され、学生からの多様な要請に対して適切かつ迅速に対処できるよう務めている（別添資料7-1-2-②「YUサポーターシステム教員マニュアル（2004年版冊子）」、別添資料7-3-1-①「山形大学学生センター」、別添資料7-3-1-②『学生生活ハンドブック』参照）。

健康相談と怪我などの応急処置は、小白川地区では保健管理センター、米沢地区（工学部）及び鶴岡地区（農学部）では、保健室が当たっている。保健管理センターと飯田地区（医学部）・米沢地区（工学部）・鶴岡地区（農学部）の各保健室内には「学生相談室」を設けて、臨床心理士によるカウンセリングや精神科学校医による「心の健康相談」を行っている。同センター及び各保健室間をテレビ電話で結ぶことによって、常勤医師と臨床心理士のサービス範囲を広げている。また、電子メールを活用して健康診断等の直前に直接個々の学生に案内している。

キャンパス・ハラスメントは、平成17年3月に「山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止改善策（提言）」を作成し、全学及び各学部にキャンパス・ハラスメント関連規則及び組織体制を整備し、恒常的な広報及び啓発活動を展開している（別添資料7-3-1-③「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則等」参照）。その他の生活相談や進路相談には基本的にアドバイザー教員が当たっている（別添資料7-3-1-④「アドバイザー名簿」参照）。

就職支援については、全学及び各学部の就職委員会・学務部就職課・担任又はアドバイザー教員が

連携して対処している（別添資料7-3-1-⑤「学務部就職課の活動状況・ウェブサイト」参照）。平成17年度には就職課における随時の個別相談をはじめとして、就職ガイダンス、企業説明会等の支援事業を90件ほど実施し、延べ9,000名の学生が参加している。また、本学の東京サテライトを有効に活用して就職支援を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の多様な相談等に速やかに対応するため、目的に合わせた複数の相談窓口を設置し「YUサポートシステム」（平成16年度入学者から適用）を活用した情報管理及びアドバイザー制度による学生に必要な相談・助言体制を整えている。学生センターの「なんでも相談コーナー」には年間延べ4,000名が訪れ、相談窓口で対応している。平成16年度に実施した学生生活実態調査においては、YUサポートシステム・健康管理・カウンセリング・アドバイザー制度等が充実しているという結果が得られており、学生支援体制が有効性に機能していることが確認されている。また、就職支援においては、学生に積極的に働きかけ情報提供を行う等、学生の就職をより円滑に推進しうる体制が整っている。

以上のことから、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために必要な相談・助言体制は整備され、機能していると判断する。

観点7-3-2： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

留学生の修学・生活支援は、留学生課（小白川キャンパス）及び留学生担当係（米沢、鶴岡、飯田各キャンパス）が主として行っている。留学生の生活に関連した情報を提供し（例：行政的手続き、奨学金情報、医院の紹介等）、保健管理センターやチューターと連絡をとりながら、生活支援を行っている。留学生センター教員は、オフィスアワーを設け、修学以外の悩み事等の相談にもものっている（別添資料7-3-2-①「留学生センター・ウェブサイト」参照）。留学生の宿舎として、国際交流会館（山形・米沢）や本学学生寮を提供している。民間宿舎への入居を希望する場合には、留学生課職員・留学生担当係がアドバイスしている。留学生住宅総合補償に加盟し、機関保証を行っている。留学生には、見学旅行を企画し、東北各地などを訪れ、日本の自然・歴史・文化に触れる機会を提供している。留学生の要望・意見は、留学生懇談会（全学及び学部）などで訊き、設備・新制度の導入などで可能なものは迅速な実現を図っている。「留学生懇談会」及び「県民と留学生との交流会」は、地域の留学生支援事業団体のメンバーと留学生が親睦を深める場として機能している。留学生センターのウェブサイトは、日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語版を作り、留学生に便宜を図っている。「外国人留学生ガイドブック」には、外国人登録、住居等、日常生活に関わる様々な情報を記し、ガイダンス時に配布するほか、留学生センターのウェブサイトからもアクセスできるようにしている。「チューターマニュアル」には、制度・業務に関する事項のほか、留学生支援の際の注意事項を具体的に記載している。平成16年度に留学生支援を目的の一つとする「山形大学国際交流事業基金」を設立し、これに基づき、平成18年度から「留学生救済者費用保険」に加入している。

障害を持つ学生への生活支援については、各学部とも、エレベーター・身障者用トイレ・身障者優先駐車場（全学で14台）などを設置したり、介護者のための控室を準備して対処している。また、障

害の状況に合わせて、アドバイザー教員を中心として生活や修学に必要な支援に関する相談に応じている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

外国人留学生の修学及び生活面における支援は、留学生センター教員・留学生課職員・各キャンパス留学生担当係・チューター・保健管理センター教職員などの連携により十分な支援体制をとっている。また、障害を持つ学生に対しては、各建物や施設のバリアフリー化を進めている。よって、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援体制は整えられており適切に機能しているものと判断する。なお、私費外国人留学生への経済面での援助については、今後も検討が必要である。

観点7-3-3：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

#### 【観点到に係る状況】

学生センターでは、修学支援室・学生サービス課・就職課等を設けて、学生生活や就職・経済面での援助等に関する相談の窓口としている。さらに、学生の投書箱「学生の声」を設置し、学生の意見を収集しており、月平均10件の投稿を得ている。また、学生の重要なニーズに関しては、学生生活委員会で取り上げ、制度の改善を図る体制を作っている。

5年ごとに「学生生活実態調査」を行い、この結果を参考にして、家族状況・生活状況・学業・課外活動・健康・卒業後の進路などの大学生生活全般等を把握している。また、平成16年度に在學生に対する学生生活全般に関するアンケート調査を実施し学生のニーズを把握した（別添資料7-3-3-①「山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書等」参照）。各学部では、アドバイザー教員等がオフィスアワーを設けて、学生と面談し、生活支援等に関する学生のニーズを把握している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生センターに様々な相談窓口を置き、さらにYUサポーターシステムのアドバイザー制度により、教職員が学生のニーズに関して多くの情報を収集する機会を設けている。学生生活実態調査等の結果から、生活に関する学生の状況を分析し、投書箱等の設置による個々の学生の直接的な意見の収集により、学生のニーズを適切に把握することに努めている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されていると判断する。

観点7-3-4：学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

日本学生支援機構の奨学金貸与者は、第一種・第二種・併用を合わせて、平成16年度末現在で学部学生の33%となっている（別添資料7-3-4-①「日本学生支援機構奨学生の貸与状況」参照）。また、地方公共団体等からの奨学金は学部学生全体で63名が貸与を受けている（別添資料7-3-4-②「地方公共団体・民間等奨学金受給状況」参照）。授業料免除に関しては授業料免除選考基準（別添資料7-3-4-③「山形大学授業料免除選考基準」参照）を定めており、平成17年度は、学部及び大学院修士課程又は博士前期課程・博士後期課程を合わせて全額免除者は1,064名おり、半額免除者は0名であった。免除

者は申請者の72%にあたる（別添資料7-3-4-④「授業料免除の選考状況」参照）。入学料免除に関しては、入学料の免除及び徴収猶予規則（別添資料7-3-4-⑤「入学料免除及び徴収猶予規則」参照）に基づき、平成16年度では学部及び大学院を合わせて、41名が半額免除されている（別添資料7-3-4-⑥「入学料免除実施状況」参照）。平成16年10月の新潟県中越地震の被災学生に対して、授業料の特別免除処置として学部及び大学院を合わせて11名が全額免除（後期分）となった。各種奨学金及び授業料等の免除制度に関する周知方法については、掲示や各種ガイダンスの実施のほか、ウェブサイト上でも閲覧できるようにしている。

アルバイトの斡旋については、学生センター及び各学部の学務関係の係で行っている。

学生寮は、小白川地区に男子寮1、混住寮1、女子寮1があり、米沢地区と鶴岡地区に男子寮がそれぞれ1の合計5つの寮がある。小白川地区は収容定員をほぼ満たしているが、米沢地区と鶴岡地区の収容定員に対する入寮学生の充足率は、それぞれ67%と39%である（別添資料7-3-4-⑦「寮別寮生数」参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構の奨学生は、出願者のほぼ100%が採用されている。授業料・入学料免除は、本学選考基準にもとづいて厳正に審査した後、学生生活委員会で審議し決定している。授業料免除は、全額免除者が申請者の68%であり、入学料免除（全額・半額）は申請者の65%が受けている。これらの手順により、奨学金制度及び各種免除制度を活用した学生の経済面での支援を実施している。

学生宿舎については、小白川地区でほぼ定員を満たしているが、米沢及び鶴岡地区の学生寮で、経年老朽化により内外装・設備ともに自然劣化が著しいことや、2名1部屋の居住形態でプライバシーの確保が困難であるため等の理由から収容定員の入居者数を満たしていない。現在、新規格での改修に向けてワーキング・グループを設置して検討を行っている。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

全学的な学生支援体制として、平成16年度からアドバイザー制度及び学習サポート教員制度を柱とする「YUサポーティングシステム」を導入し、きめ細かで多重、多方面の学生支援に日常的に取り組んでいる点は特に優れている。入学時及び各学年次の学生に対するガイダンスでは、対象を細かく分けて実施し、内容も多岐にわたって構成され充実している。各学部とも教員がオフィスアワーを設定し、学生への修学支援体制を整えている。

昭和59年以来、5年ごとに実施されてきた「学生生活実態調査」を通じて、学生全体のニーズを把握し、改善に取り組むシステムもよく機能している。平成12年度以降「学生による授業改善アンケート」を教養教育と専門教育の双方において実施し、そのアンケート結果を踏まえて、学生の授業に対する理解度を正確に把握しつつ、授業改善の努力を続けている。

留学生のための学習支援については、平成15年度に設置された留学生センターが中心となって様々な制度の整備や試みを工夫し、随時学習相談が受けられる体制などのサポート態勢の充実、多文化に接する豊富な機会の提供なども、特筆すべき点である。

また、保健管理センター等を中心としたカウンセリング体制は、全国水準より充実していることや学部・キャンパス横断の就職支援体制を整えていること、包括的なキャンパス・ハラスメント対策を

策定・実施・公開していることが特徴としてあげられる。

サークル活動等の学生の課外活動への支援では、広い地域に分散しているにもかかわらず、それぞれのキャンパスに体育施設がある。

#### 【改善を要する点】

学生のサークル活動のための各施設について、老朽化しているものについては、順次改修等を検討する必要がある。

学習環境面では、学生が自主的に学習するための自習室や情報機器等の一層の充実が望まれる。

米沢・鶴岡地区の老朽化した学生寮の改修に係る検討を早急に進め、対策を講じる必要がある。

### (3) 基準7の自己評価の概要

ガイダンスは、各学部・学科・専攻・学年別で、各学期始めに、教育課程・履修手続・学生生活等に関してきめ細かく行っている。また、入学時には教養教育ガイダンスと各学部の新入生ガイダンスを実施している。履修指導・学習相談などについては、「YUサポーターシステムの学生相談・指導体制」にもとづき、アドバイザー教員が、オフィスアワーを設定し懇談会を設けるなどして、懇切丁寧に指導している。学生の生活実態調査や各学部等での授業改善アンケートを実施し、その結果も踏まえて、学生の学習に対するニーズの把握に努めている。

各地区ごとに学生の自主的学習環境の整備を進めており、各学部や部局等では、学内LANと接続したパソコンを設置し、学生も頻繁に利用している。平成17年度には、学生が持ち込むパソコンでも学内LANの使用が可能ないように無線LANを導入しており、平成18年度はそのサービスを附属図書館等に拡大することとしている。また、附属図書館では利用者のニーズに合わせて休日や夜間も開館しており、多くの学生が利用している。各学部では、自習室や学生用多目的室等を漸次確保し効果的に利用されている。

サークル活動は、全学及び各地区で行われており、それらを統括する組織が学友会である。学友会は活動方針の決定や予算配分を行っている。各学部の後援会はサークル活動を財政的に支援している。教職員は、各サークルの顧問就任・交流会等参加を通して関与している。健康相談、特に精神面の相談については、保健管理センターが中心となって対応しており体制は整っている。昨今相談件数が急増しており、今後相談員の増員の検討が必要とされる。就職指導については、就職課による多様な企画並びに就職担当教員の働きかけ及び各教員の協力体制は整いつつある。学生が意欲的に志望職種に就くために努力するようになってきているが更なる努力が必要である。各種ハラスメントについての相談体制は、全学・学部レベルで整備されている。

留学生に対しては、留学生センターを中心として、チューター等とも協力しながら支援を行っている。日本語や日本文化に関する研修を実施する等、修学・生活面で支援体制は整っている。また、障害を持つ学生への支援として、障害者用トイレやスロープ等のバリアフリー対応の設備改修を行っている。

学生寮は、小白川地区に男子寮1、混住寮1、女子寮1があり、米沢地区と鶴岡地区に男子寮がそれぞれ1の合計5つの寮がある。小白川地区は収容定員をほぼ満たしている。老朽化した米沢・鶴岡地区の学生寮の改修に係る検討を早急に進め、対策を講じる必要がある。

このように、学生の修学（編入学生への学習支援、補習を含む）、就職、生活等において、学生のニーズに合わせて適切な支援を行うための体制が整っている。